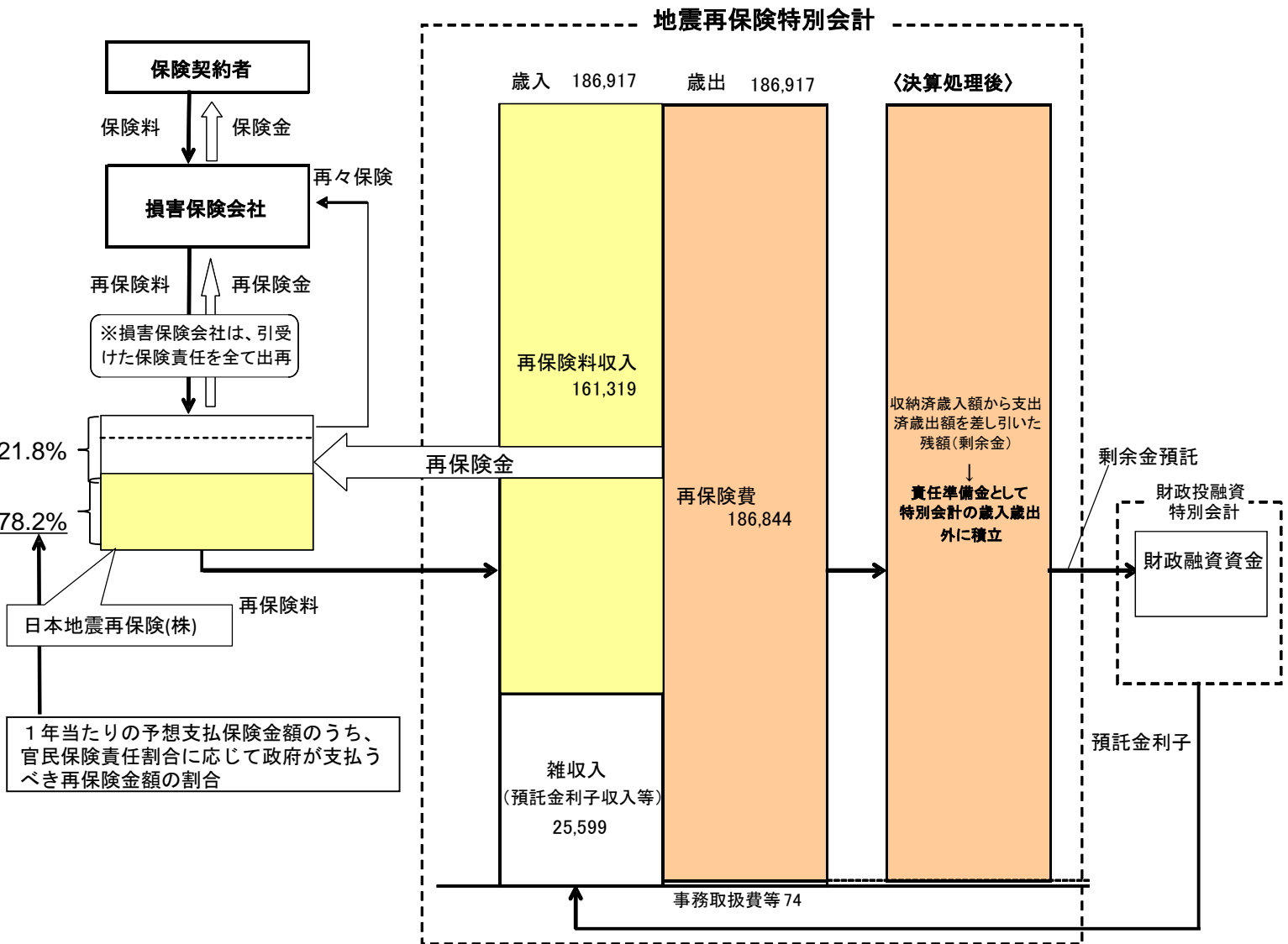


【地震再保険事業】

1. 地震保険制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与すること(1966(昭和41)年創設)																																	
2. 対象危険	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害(通常の火災保険では免責)																																	
3. 保険の目的	居住の用に供する建物(専用住宅・併用住宅)及び生活用動産(家財)																																	
4. 加入方法	火災保険契約に原則自動付帯(契約者の意思により加入しないことも可)																																	
5. 保険金額	火災保険金額の30%~50%の範囲(限度額:建物5,000万円、家財1,000万円)																																	
6. 政府再保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の保険金支払が生じた場合、政府がその一部を支払うよう、再保険を引受け。具体的には、損害保険会社が引受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらにその一部につき政府が再保険の引受けを行っている。 ・独立採算制のもと、政府の信用により、一時的な資金(準備金)不足に対しても、民間よりも長期での収支相償を図ることにより、低廉な保険料で巨大地震にも対応しうる保険を提供。 																																	
7. 官民保険責任額の構造(再保険スキーム図)	<p>関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額を設定している。</p> <p>◎総支払限度額 一回の地震等につき 11.7兆円</p> <table border="1"> <caption>再保険スキーム図の構造</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保険会社</td> <td>871</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (政府)</td> <td>333</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間)</td> <td>333</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間) 合計</td> <td>1,204</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間)</td> <td>1,163</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (政府)</td> <td>9,333</td> <td>99.88%</td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間) 合計</td> <td>10,496</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間) 合計</td> <td>11,700</td> <td>約99.88%</td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間) 合計</td> <td>134</td> <td>約0.12%</td> </tr> <tr> <td>民間再保険 (民間) 合計</td> <td>11,834</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額 (億円)	割合	民間保険会社	871		民間再保険 (政府)	333	50%	民間再保険 (民間)	333	50%	民間再保険 (民間) 合計	1,204		民間再保険 (民間)	1,163		民間再保険 (政府)	9,333	99.88%	民間再保険 (民間) 合計	10,496		民間再保険 (民間) 合計	11,700	約99.88%	民間再保険 (民間) 合計	134	約0.12%	民間再保険 (民間) 合計	11,834	
項目	金額 (億円)	割合																																
民間保険会社	871																																	
民間再保険 (政府)	333	50%																																
民間再保険 (民間)	333	50%																																
民間再保険 (民間) 合計	1,204																																	
民間再保険 (民間)	1,163																																	
民間再保険 (政府)	9,333	99.88%																																
民間再保険 (民間) 合計	10,496																																	
民間再保険 (民間) 合計	11,700	約99.88%																																
民間再保険 (民間) 合計	134	約0.12%																																
民間再保険 (民間) 合計	11,834																																	
8. 準備金残高(平成31年3月末見込)	<table border="0"> <tr> <td>地震再保険特別会計</td> <td>1兆6,970億円</td> <td rowspan="2">} 政府・民間準備金残高合計</td> <td rowspan="2">1兆9,230億円</td> </tr> <tr> <td>民間保険会社</td> <td>2,260億円</td> </tr> </table>	地震再保険特別会計	1兆6,970億円	} 政府・民間準備金残高合計	1兆9,230億円	民間保険会社	2,260億円																											
地震再保険特別会計	1兆6,970億円	} 政府・民間準備金残高合計	1兆9,230億円																															
民間保険会社	2,260億円																																	

地震再保険特別会計の仕組み（平成30年度予算）

（単位：百万円）



- ① 毎年度の再保険料収入及び預託金利息収入等は、再保険金支払いがない限り、事務取扱費の支出を除き、決算上、剰余金として処理。
- ② この剰余金は、将来の大規模地震発生に備え、積立金として積み立て。
※民間も国と同様に、毎年度の保険料収入と保険金・諸経費支払いの差額は全て積立金として積み立て。
- ③ 大規模地震が発生した場合は、まず積立金を取り崩して再保険金支払いに対応。
- ④ 積立金で賸りきれない場合は、借入又は一般会計からの繰入により暫定的に特会が立替え。
- ⑤ 特会の立替え分については、将来の再保険料収入により返済することによって収支相償を図る。

※百万円未満四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

（注）巨大地震発生による再保険金支払いが積立金で不足する場合、特会は借入れ又は一般会計から繰入れで対応。将来の再保険料収入で返済。

（財源は保険料、財政はつなぎという位置づけ）